

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和6年度第3回伊勢崎市自立支援協議会（全体会）
開 催 日 時	令和7年2月10日（水）午後2時～午後3時15分
開 催 場 所	障害者センター 2階多目的室
出 席 者 氏 名	（委員） 奥寺会長、阿久澤副会長、澁澤委員、高山委員、三澤委員、 岡部委員（羽鳥代理）、岡田委員、橋本委員、土屋委員、 関口委員、岩木委員、金嶋委員、遠藤委員、本島委員、 吉田委員 （事務局） 障害福祉課 関根課長、深澤課長補佐兼障害政策係長、橋本主査 障害者センター 北嶋所長、山口主査、岩立主査 障害者基幹相談支援センター 藤井相談員、南雲相談員、齋藤 相談員、小池相談員
傍 聴 人 数	0人
会 議 の 議 題	1 報告事項 障害者週間イベントの開催結果について 2 協議事項 (1) 地域生活支援事業等の見直しについて ア 日帰り短期事業 イ 移動支援事業 ウ 要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業・医療的 ケア児等支援事業 エ 福祉タクシー事業 オ 重度心身障害児（者）おむつ給付事業 (2) 障害者雇用奨励金制度の導入について (3) 群馬県障害福祉従事者等研修（障害児支援研修）の受講者につ いて 3 その他 (1) パソコン回収事業について (2) ミライロIDの利用促進について (3) 伊勢崎市自立支援協議会（全体会）委員の任期満了について
会 議 資 料 の 内 容	資料1 いせさき福祉ふれあいフェスタ実施結果報告 資料2 日帰り短期事業の見直しについて 資料3 移動支援事業の見直しについて 資料3－2 特別支援学校の児童生徒の通学支援に関するアン ケート調査結果 資料4 要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の見直し について（医療的ケア支援事業との統合を含む） 資料5 障害者福祉タクシー事業・タクシー活用事業の比較

	資料6 重度心身障害児（者）おむつ給付事業の見直しについて 資料7 障害者雇用奨励金制度の導入について 資料8 令和6年度群馬県障害福祉従事者等研修（スキルアップ研修） 障害児支援研修受講候補者 資料9 不要になったパソコンはぶどうの木に回収させてください（社会福祉法人キャッチジャパン チラシ） 資料10 MIRA IRO ID 障害者手帳を、あなたのスマホに（チラシ）
会議における議事の経過及び発言の要旨	1 開会 2 会長挨拶 3 報告事項 障害者週間イベントの開催結果について 【資料1】 会 長 報告事項として、「障害者週間イベントの開催結果」について、事務局より説明をお願いします。 事務局 - 令和6年12月3日から9日までの障害者週間に合わせて、障害者団体、障害者支援団体等の協力により、いせさき福祉ふれあいフェスタを開催した。 - 障害者週間プレイベントとして、11月23日、伊勢崎市手をつなぐ育成会の主催により「障害者理解促進講演会」をグリーンパレスで開催した。 12月3日から8日まで、パネル展示・作品展示を伊勢崎駅前インフォメーションセンターにおいて実施したほか、イエローライトアップを旧時報鐘楼、いせさき明治館、障害者センターの3箇所で実施した。 12月5日、ハローワーク伊勢崎及び群馬労働局の協力により、「障害者雇用セミナー」を障害者センターで開催し、障害者雇用を検討している25事業所が参加した。 12月6日、ハローワーク伊勢崎及び群馬労働局の協力により、「障害者企業説明会・就職面接会」を障害者センターで開催し、48人の障害当事者の皆様が参加した。 12月7日、メイン会場として、毎月、市役所東館1階市民ホールで開催している「いせさき福祉ふれあいマルシェ」の規模を拡大し、伊勢崎駅南口駅前広場で開催した。また、境会場として、境地区手をつなぐ育成会の主催により、「境にここフェスタ」を境赤レンガ倉庫で開催した。 - 今回、本市で初めて障害者週間に関するイベントを開催し、関係者の皆様の協力のもと、障害者の理解促進につながる取り組みを実施したもので、来年度以降も継続して開催してまいりたい。

	会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。 委 員 [特になし] 4 協議事項 (1) 地域生活支援事業等の見直しについて 会 長 協議事項の1番目、「地域生活支援事業等の見直し」についてです。 ア 日帰り短期事業 【資料2】 会 長 まず、「日帰り短期事業」について、事務局より説明をお願いします。 事務局 ・ 先般、令和7年度一般会計当初予算が内示され、障害福祉課としても過去最大の予算規模となっている。この予算内示を踏まえ、地域生活支援事業等の見直しを予定しており、その内容について、委員の皆様にご協議いただきたい。 ・ 日帰り短期事業については、令和3年4月の制度改正により、従前は「4時間以下」の単価設定であったものを「30分以下」の単価設定に変更した。その際、サービス提供事業者や利用者への説明が十分でなかったこともあり、日帰り短期事業の継続について不安視する意見が多く寄せられている。この制度改正により、市から事業者への委託料は減少した。 ・ 現行の30分単位の単価設定は、制度開始当初のまま変更されてこなかったことから、近年の物価、人件費等の高騰の影響を踏まえ、現行単価に係数を乗じ、1時間単位に換算した上で端数処理した金額を変更後の単価としたい。 ・ 現行の医療的ケア加算の加算額を増額するとともに、強度行動障害支援加算を創設したい。 なお、医療的ケア加算及び強度行動障害支援加算の算定要件を満たす場合は、いずれか一方を算定する仕組みとしたい。 ・ 県内他市の状況をみると、高崎市が30分単位の単価設定をしているほかは、概ね4時間又は2時間単位の単価設定となっている。 本市としては、1時間単位の単価設定とした上で、日帰り短期事業の大部分を占める2時間以内の利用に対応しつつ、それ以外の長時間の利用にも対応できるようにしたい。 ・ 県内他市に医療的ケア加算及び強度行動障害支援加算を設けている例はなく、令和5年度の医療的ケア加算の
--	---

	開始の際、報道で大きく取り上げられた経緯がある。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	事業者としては、現行の 30 分単位の単価設定に比べて、変更後の 1 時間単位の単価設定の方が良いのではないかと思います。
事務局	日帰り短期事業の利用者負担は原則 1 割となっており、市から事業者への委託料が増額となれば、利用者負担額も増額になる。 今後、市の財政当局との協議等により、委託料の額や利用者負担の仕組みを修正する可能性もあるが、基本的にはこの変更案の単価設定による制度改正の手続を進めていきたい。
会 長	他にありますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「日帰り短期事業の見直し」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
イ 移動支援事業 【資料 3、資料 3－2】	
会 長	次に、「移動支援事業」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 移動支援事業については、①通学等支援の新設、②委託費の見直し、③対象者の拡大の 3 点を考えている。 - 日帰り短期事業と同様の理由による単価設定の見直しに加えて、保護者の就労等のため、保護者による通学時等の送迎、付き添い等が困難な障害児の通学を移動支援事業により支援することができる仕組みを導入したい。 - 通学等支援については、「通年かつ長期にわたる外出」として、原則として、通学は移動支援の対象外としてきたが、他の送迎手段や付き添いが得られない小学生以上の障害児について、通学のために移動支援を利用できるようにしようとするものである。 - 通学等支援の対象として、同行援護及び行動援護の対象者、さらに、旅客運賃割引の 1 種に該当する身体障害者として、新たに視覚障害者、聴覚障害者等もその対象

	に加える。 ・ 介護者となる家族全員が就労、疾病等により送迎できない人及びスクールバスの利用ができない人を対象とすることを考えている。一方、未就学児については、障害の有無にかかわらず、保護者等による送迎が必要であることから、通学等支援の対象外としたい。 ・ 通学等支援の対象とする外出の範囲については、特別支援学校又は小・中学校の支援級への通学を対象としたい。 ・ ヘルパーが運転する車を使用した支援も可とするが、ヘルパーが運転している時間は従来どおり算定対象外とし、出発準備及び乗降介助にかかる概ね15分程度の時間を算定対象とすることを想定している。 ・ 移動支援に要する人件費等との折り合いが難しいとのご意見があったことを踏まえ、委託費の見直しも合わせて行い、現行の30分単位の単価設定は変更せず、委託費の額を見直すこととしたい。 変更後の単価については、障害福祉サービスの通院等介助における令和6年4月の報酬改定後の単価をもとに、端数処理をしたものとしたい。また、通院等介助には早朝・夜間・深夜加算があり、移動支援についても同様の割合による加算を導入することとしたい。このほか、通学等支援を実施した際の通学等支援加算を設けることとしたい。 ・ 県内他市の状況をみると、単価の額は他市と概ね同程度だが、早朝・夜間・深夜加算の設定があるのは高崎市及び館林市のみであり、通学時等における移動支援の利用を認めていたり、通学等支援加算の設定がある自治体はないことから、この変更案に基づく制度改正を行った場合には、県内で初めての取組みとなる。 ・ 通学等支援の導入に当たり、県立伊勢崎特別支援学校の協力により、在校生の保護者を対象として「特別支援学校の児童生徒の通学支援に関するアンケート」を実施した。 アンケート調査の結果、登校方法は「自動車による家族の送迎」の割合が大きく、通学に関する困りごととして「学校への送迎のため、保護者や家族の仕事が制限されている」、「保護者の病気等により、学校への送迎ができないために学校を欠席させることがある」といった意見が多かった。 また、通学のために利用したいサービスとしては、「自宅から学校まで自動生徒の通学を支援するサービス（移動支援事業の通学での利用）」が最も多く、今回検討している移動支援事業における通学等支援に対して一定以上の需要がある結果となった。 さらに、障害のある児童生徒の保護者に寄り添ったサービスを希望する旨の貴重なご意見もいただいたことから、令和7年度からの移動支援事業の見直しに向けて取り組んでまいりたい。
--	--

	会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。 委 員 [特になし] 会 長 それでは、「移動支援事業の見直し」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。 委 員 [拍手] 会 長 多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。 ウ 要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業・医療的ケア児等支援事業 【資料４】 会 長 次に、「要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業・医療的ケア児等支援事業」について、事務局より説明をお願いします。 事務局 ・ 要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業は、在宅の医療的ケアが必要な障害児（者）を介護する家族等の負担軽減を図ることを目的としているが、利用実績がない状況である。これまで関係団体や医療的ケアを実施している事業者の皆様のご意見を伺いながら制度改正の検討を進めてきた。 ・ 今回の制度改正の概要としては、要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業と医療的ケア支援事業を統合し、重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする人について、介護する家族等のレスパイト目的で包括的に支援することができる制度とするものである。 ・ こども家庭庁が提示する資料によると、家族の負担軽減やレスパイト、就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備する事業に対して補助金を交付するものとされており、今回、要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業と医療的ケア支援事業を統合することで、こども家庭庁による補助対象事業として実施することができるものとなっている。 ・ こども家庭庁は、事業の概要、スキームとして支援形態を例示している。 市町村が訪問看護事業者等に委託して訪問看護師を医療的ケア児等の自宅に派遣する例では、訪問看護師の通常業務となるため、健康保険が適用されるものの、制度上、診療報酬の対象となるのが１．５時間までの利用分となっており、１．５時間を超え４時間以下の部分を要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の対象にすることで、家族の負担を軽減する。
--	--

	また、公共施設等においてサービスを提供する例も示されている。関係団体へのヒアリングの結果、訪問看護師を自宅に迎え入れることができない家庭がある状況も踏まえ、障害者センター内のフリールームを利用したサービス提供を可能にすることを検討している。 委託料は、訪問看護事業者に対する診療報酬を参考に30分当たり5,000円を予定している。利用者負担は原則1割負担とし、集中して利用した場合の利用者負担が高額になることを踏まえ、他の地域生活支援事業に準じた月額負担上限額を新たに設け、家族の負担を軽減する仕組みとしたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業・医療的ケア児等支援事業の見直し」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
エ 福祉タクシー事業 【資料5】	
会 長	次に、「福祉タクシー事業」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 今年度から「タクシー活用事業」を開始し、マイナンバーカードを利用してタクシー運賃の一部を助成する制度を開始している。 高齢者の福祉タクシー事業は今年度末をもってタクシー活用事業に統廃合される予定となっているが、タクシー活用事業は介護タクシーが対象でないこと、対象者について障害者の適用除外の要件があるため、障害者の福祉タクシー事業については令和7年度以降も継続する予定となっている。 - タクシー活用事業の対象者については、福祉有償運送の利用登録がある者、自動車改造費用の補助を受けた者、介護用車両購入費の補助を受けた者、自動車税・軽自動車税の減免を受けた者を対象外とする除外要件があり、これに該当してタクシー活用事業の対象外となる人も利用可能となるような形での福祉タクシー事業の制度改正を検討している。 - 対象者は、従前の身体障害者の要件を緩和して旅客運

	賃減額の第1種身体障害者とし、自動車税、軽自動車税等の減免を受けている者を対象外とする除外要件を廃止することとしたい。 ・ 現状では、年間で最大40枚の交付枚数が申請月によって逡減する仕組みだったものを、前期・後期に分けて交付することとし、4月から9月までに申請した場合は40枚、10月から3月までに申請した場合は20枚を交付することとしたい。 ・ 申請や交付の方法についても改善を図り、窓口や郵送での手続に加え、Web申請もできるようにし、手続負担を軽減することとしたい。さらに、Web申請の場合は郵送でタクシー券を返送し、急ぎの場合は窓口での受け取りも可能とする運用に変更したい。 ・ タクシー活用事業と福祉タクシー事業は、いずれも利用登録や交付を受けることができるが、同時に利用することはできない仕組みとしたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「福祉タクシー事業の見直し」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
オ 重度心身障害児（者）おむつ給付事業 【資料6】	
会 長	次に、「重度心身障害児（者）おむつ給付事業」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	・ 重度心身障害児（者）おむつ給付事業は、常時おむつを必要とする在宅の重度心身障害児（者）に対し、おむつを給付することにより、日常生活を支援するとともに、介護者及び家族の経済的負担の軽減を図ることを目的として、市内に居住する特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している者で、おむつを必要とするものに対し、おむつの費用の一部を給付する事業であり、利用者のニーズを踏まえ、おむつの給付方法及び給付額の見直しを図ることとしたい。 ・ 現状では、市と委託契約を締結した事業者が給付上限額に相当するおむつ等のセットを用意し、毎月1回、事業者から対象者宅への配送等によりおむつ等のセットをお渡しする仕組みとなっている。

	・ 助成対象者にヒアリングを行ったところ、現行のおむつ等のセットでは量が足りないのご意見がある一方で、使いきることができないのご意見もあった。 ・ 前橋市では6,000円／月、高崎市では5,000円／月分のおむつ等の給付を行っており、給付額を増額するとともに、おむつ等の配布枚数及び種類を見直し、1種類当たり2,000円程度のおむつ等のセットを用意し、助成対象者が給付額の範囲内でおむつ等のセットの組み合わせを選択できるような仕組みに変更することとしたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「重度心身障害児（者）おむつ給付事業の見直し」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
(2) 障害者雇用奨励金制度の導入について	
【資料7】	
会 長	次に、協議事項の2番目、「障害者雇用奨励金制度の導入」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	・ 市長マニフェストにもあるが、障害者の一般就労への移行、障害者雇用を促進するため、新規事業として、群馬労働局及びハローワーク伊勢崎と連携し、国の特定求職者雇用開発助成金を活用して障害者を新たに雇い入れ、6か月以上雇用する中小企業者に対し、奨励金を交付する制度を創設する。 ・ 伊勢崎市障害者就労支援協議会やハローワーク伊勢崎の協力により、これまで企業の視察研修、いせさき福祉ふれあいマルシェの開催等の事業を推進してきたが、今回、障害者雇用奨励金制度を設け、これまでハローワーク伊勢崎において特定求職者雇用開発助成金として障害者を雇い入れる事業主に対して助成金を交付しているものに、本市独自の上乗せ助成金を交付するものである。 ・ 交付額は、短時間労働者は1人につき6万円、それ以外の者については1人につき12万円とし、国の特定求職者雇用開発助成金の交付決定を受けた後、その交付決定通知書を添えて申請していただく流れを想定している。

	令和 7 年 4 月 1 日以降の特定求職者雇用開発助成金の交付決定から適用を開始していくこととしたい。 令和 7 年度一般会計当初予算において 6 0 0 万円を計上しており、5 0 人分の雇用に係る助成を行おうとするものである。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「障害者雇用奨励金制度の導入」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
	(3) 群馬県障害福祉従事者等研修（障害児支援研修）の受講者について 【資料 8】
会 長	次に、協議事項の 3 番目、「群馬県障害福祉従事者等研修（障害児支援研修）の受講者」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- 県障害政策課において、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を対象として、令和 6 年度群馬県障害福祉従事者等研修・障害児支援研修を開催するに当たり、受講人数に限りがあり、本市においては 8 人分の受講人数の募集があった。 - 受講者の決定に当たって、市町村自立支援協議会による推薦について依頼があったので、本市が推薦する受講者について協議をお願いしたい。 - 本研修は、令和 7 年 2 月 1 2 日・1 7 日の 2 日間の日程で相談支援専門員等が障害児支援研修を受講できる初めての取組みであり、事務局としては、児童発達支援管理責任者から 4 名、相談支援専門員から 3 名を推薦しようとするものである。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	8 人分の受講人数の募集に対し、7 人分の推薦案となっているのはなぜか。
事務局	今回、受講対象者の推薦の条件として、本研修終了後に各地域で伝達研修を行うことができるものとあるた

	め、一定以上のスキルを有すること、伊勢崎市自立支援協議会や地域障害児支援体制中核拠点との関わりがあること、主任相談支援専門員として配置されていることなどの要件に該当する方を推薦させていただきたいと考えている。事務局において候補者を選定し、各事業所に推薦依頼をしたところ、1名は事業所からの推薦が得られなかったため、本市では7名を推薦しようとするものである。 事務局としては、今後、本研修の受講者と連携し、市内の相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所等の皆様に研修内容をフィードバックする場を設けたいと考えている。
委 員	[了解]
会 長	他にありますか。
委 員	[特になし]
会 長	それでは、「群馬県障害福祉従事者等研修（障害児支援研修）の受講者」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委 員	[拍手]
会 長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
5 その他 (1) パソコン回収事業について 【資料9】	
会 長	次に、その他の事項の1番目、「パソコン回収事業」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	- パソコン回収事業は、社会福祉法人キャッチジャパンが運営するぶどうの木で実施しているもので、不要になったパソコン等を回収し、障害者がパソコン等を解体してレアメタルを回収・販売することで工賃向上につなげようとする取組みである。 - 本市としても、事業の趣旨に賛同し、既に市で使用するパソコン等の回収・破棄を依頼した。パソコン等には個人情報等の重要な機密情報が格納されているが、ぶどうの木は日本基板ネットワークの加盟団体として万全なセキュリティ対策のもとで作業を実施しており、伊勢崎市自立支援協議会としても本事業の推進に協力していきたいと考え、チラシを配布させていただいた。 - リサイクル推進の観点から、無料でパソコン回収を行

	う事業者もあるが、ぶどうの木では障害者の工賃向上という観点からパソコン回収事業を行うものである。さらに、ぶどうの木のパソコン回収事業の特徴として、事前に連絡の上で調整がつけば、無料で回収先に訪問し、回収するサービスもあるので、各事業者の判断で本事業の利用をご検討いただきたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	・ 本事業はSDGsや障害者の工賃向上といった観点から始めた事業であり、市から多くの台数のパソコン回収実績等も経て、事業運営している。 ・ 無料でパソコン回収を行う事業者もあるが、回収業者にパソコン等を送付する手間がある。一方、本事業は日程等の都合がつけば回収先に訪問し、訪問先での解体作業も可能である。 ・ 本事業は収益だけではなく、障害者の就労支援や工賃向上の観点からも意義のある事業と考えている。また、セキュリティ対策として、回収・解体したパソコン等のデータ消去・破棄証明書も発行するので、安心して本事業のご利用を検討いただきたい。
委 員	希望があればその場で解体作業を行い、パソコン等が確実に破壊され、データを消去した様子を見せてもらうことができるということか。
委 員	実際に、重要な機密事項が含まれたパソコン等について、回収先から持ち出さずにその場での解体依頼があり、30台から40台程度のパソコンを、障害者とともに数日かけて解体作業を行った実績がある。また、回収先に解体作業を行うスペースがない場合など、その場での解体作業を希望されない場合でも、パソコン等のシリアル番号を控えて機器のお預り証を発行し、持ち帰って機器を解体した後、後日、解体した機器の写真を添えてデータ消去・破棄証明書をお渡ししているのでご安心いただければと思う。
会 長	他にありますか。
委 員	[特になし]
	(2) ミライロIDの利用促進について 【資料10】
会 長	次に、その他の事項の2番目、「ミライロIDの利用促進」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	・ ミライロIDは、紙媒体の障害者手帳の情報をスマートフォン上に表示して持ち歩くことができるものとして、近年、利用が促進されている。

	・ 本市としても、公共交通機関の割引等、障害者手帳を提示することによって受けられるサービスにミライロIDをご利用いただけるよう、関係部局との調整を進めている。 ・ 既に、コミュニティバス「あおぞら」については、障害者手帳の情報をミライロIDで提示した場合、運賃が無料となる。 ・ 今後、DX推進の中で、障害者手帳を取り出さなくても、スマートフォンを使って各種サービスを受けられる環境を整備していきたいと考えている。 ・ ミライロIDをご利用いただくためには、ミライロIDに障害者手帳の情報を登録していただく必要があるため、ご自身で登録を行うのが難しい、登録の仕方が分からないといった方がいれば、障害福祉課や障害者センターの窓口において、スマートフォンの操作支援を行っていきたい。 ・ ミライロIDはセキュリティも確保されており、全国的に利用が推進されている。群馬県、前橋市、高崎市、太田市等においても、障害者手帳の提示に代えられる対応を行っていることから、本市でも来年度よりミライロIDの利用促進につながるよう広報啓発活動に取り組んでまいりたい。
会 長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委 員	ミライロIDは既に利用可能な状態なのか。
事務局	・ ミライロIDは既にサービスを提供しており、障害者手帳の情報を登録すればスマートフォン上に表示することができる。障害者手帳に代えてミライロIDの提示によってサービスを受けられるかどうかは、サービスを提供する主体によって異なる。市としても、今後、サービス提供主体への説明を通して、ミライロIDの提示によって受けられるサービスを増やしてまいりたい。 ・ ミライロIDを提示する窓口によって対応が異なる場合も想定されることから、当分の間、ミライロIDによって障害者手帳の情報を提示することで割引が受けられる場合であっても、障害者手帳を持ち歩き、必要に応じて提示することができるようにしておく対応が望ましいと思われる。
委 員	[特になし]
	(3) 伊勢崎市自立支援協議会（全体会）委員の任期満了について
会 長	次に、その他の事項の3番目、「伊勢崎市自立支援協議会（全体会）委員の任期満了」について、事務局より説明をお願いします。

	事務局 ・ 伊勢崎市自立支援協議会の全体会の委員の任期は２年となっている。 ・ 今年度末をもって２年の任期が満了となることから、３月中に委員の皆様の所属団体に対し、令和７年度及び令和８年度の２年間の委員の推薦を依頼させていただく。 ・ 新委員の委嘱の際には対面での委嘱状交付式を予定している。新委員とは委嘱状交付式の開催日程等も含めてご相談させていただきたい。 会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。 委 員 [特になし] 会 長 他に事務局から何かありますか。 事務局 ・ 委員の皆様のお手元に今年度の第１回及び第２回全体会の議事録を配布させていただいた。 ・ 第２回全体会の会議の際、令和６年１１月を目途に、第７期伊勢崎市障害福祉計画・第３期伊勢崎市障害児福祉計画を市のホームページで公開する予定と説明したが、現在、未公開の状態となっている。 現在、第３次伊勢崎市総合計画の策定を進めており、総合計画と障害福祉計画・障害児福祉計画は密接に関係していることから、今年度末の総合計画の策定を受けて、障害福祉計画・障害児福祉計画における計画値の若干の調整が見込まれるため、その調整内容について今後の全体会でご協議いただいた後、公表させていただきたいと考えている。 事務局 お手元に群馬県立精神医療センターからのお知らせとして「第６回 将来の安心につながる講演会～当事者のおもい 支援者のおもい～」のチラシを配布させていただいた。 委 員 群馬県立精神医療センターの地域移行推進室が企画したもので、障害福祉サービスを利用しながら地域で暮らしている障害当事者やご家族、そこに関わっている支援者の方に対して、地域の中で様々な人が関わりながら暮らしているということをお伝えできればと思っている。 会 長 ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。 委 員 [特になし] 会 長 他に事務局から何かありますか。
--	---

	事務局 本市では、市長マニフェストにもあるが、現在、「防災」に力を入れており、障害福祉分野では「指定福祉避難所」の指定を進め、現在、市内の各法人と指定福祉避難所の指定に関する協定を締結している。 指定福祉避難所として指定した施設については、災害発生時に障害者が利用している障害福祉施設等に避難できる環境の整備に努めている。 このたび、令和7年1月31日付けで社会福祉法人樫の木と同様の協定を締結したので報告する。 会 長 最後に、委員の皆様から何かありますか。 委 員 [特になし] 6 閉会 事務局 以上をもちまして、令和6年度第3回伊勢崎市自立支援協議会全体会を終了させていただきます。 長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。
--	--